

政策評価書（要旨）（総合評価）

事業名	放送受信障害対策事業	担当部局	防衛施設庁施設部施設対策課
政策分野	防衛施設周辺の生活環境整備	実施時期	平成17年12月～平成18年3月

制度の内容	 防衛施設庁 → 整備協会 → NHK → 受信契約者 補助金支払 不足額支払 受信料支払 (受信料半額相当) (半額)		
本制度は、自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場又は対地射爆撃場の周辺でジェット航空機の頻繁な離着陸等に伴う騒音により、周辺地域においてテレビの聴取障害が生じていることから、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第8条（民生安定施設の助成）に準ずる措置として、財団法人防衛施設周辺整備協会が放送受信障害対策事業として行う放送受信契約者に対する助成の措置に対して、助成金（受信料の2分の1）相当額を同協会に補助しているものである。	NHK は受信契約者より受信料の半額を徴収（これにより、整備協会から受信契約者へ助成金を交付）し、不足額（受信料半額）については、整備協会からNHKへ支払。		

評価の内容

制度の目的	制度の問題点
本制度は、自衛隊等の使用する飛行場等の周辺におけるジェット航空機の騒音により、周辺地域においてテレビの聴取障害が生じていることから、N HK放送受信料の一部を国が負担することにより、その障害を緩和し、もって防衛施設周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。	本制度の実施に当たっては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成18年度から国が直接対象者へ補助金を交付すべく所要の措置（制度改正等）を講ずるため、事務手続の見直しを行う必要がある。
制度の必要性	方策等の検討
本制度は、自衛隊等が使用する飛行場等の周辺地域において、ジェット航空機の騒音による障害が続く限り、テレビの受信障害に対する助成措置は必要であり、これを助成することにより防衛施設行政に不可欠な地元の理解と協力を得られ、防衛施設周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては防衛施設の安定使用に資するものとなっているところである。	本制度については、上記の問題点等を踏まえ、現在、国が直接補助する事務の流れ、交付申請等事務手続の簡素化等について検討中であり、当該検討を踏まえ、平成18年度から適正に執行できるよう改正することとしている。

今後の対応

当庁としては、環境整備法の目的である「防衛施設周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与する」ために、本制度を存続することとする。 また、本制度の改正に当たっては、平成18年度から適正に執行できるように制度を改正するとともに、本制度が改正されることについて、対象者に通知文書を送付するとともに、自治体広報誌等へ掲載するなどし、対象者及び関係機関に周知徹底を図ることとする。	その他の参考情報
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------